

**【所管事務の調査(報告)】**

**市内除染物の処分等に向けた取組について**

資料1 市内除染物の処分等に向けた取組について

環 境 局

## 1 これまでの経緯

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響により、本市において放射性セシウム濃度が高いごみ焼却灰及び下水汚泥焼却灰並びに局所的に放射線量が高い箇所(以下「ホットスポット」という。)が確認された。そのため、本市ではこれまで以下のとおり対策を実施している。

### (1) ごみ焼却灰について

- ・平成23年8月から平成25年11月の間に発生したごみ焼却灰を保管
- ・総保管数は、コンテナ1,210基、重量20,900トン、放射性セシウム最大1,500Bq/kg
- ・平成29年10月から処分を開始(平成29年4月27日環境委員会報告)し、令和5年度に処分終了予定

### (2) 下水汚泥焼却灰について

- ・平成23年5月から平成28年3月の間に発生した下水汚泥焼却灰を保管
- ・総保管数は、コンテナ1,811基、重量19,600トン、放射性セシウム最大5,100Bq/kg
- ・平成31年4月から処分を開始(平成30年11月8日環境委員会報告)し、令和5年度に処分終了予定

## 1 これまでの経緯

### (3) 市内除染物について(今回報告内容)

- ・平成23年8月から平成25年11月の間に学校、公園、道路側溝等の市施設で確認された合計49箇所のホットスポットについては除去や天地返し等の放射線量の低減対策を実施し、除去した廃棄物(以下「**市施設除染物**」という。)については浮島地区の保管場所のコンテナに収容し保管
- ・平成24年3月に川崎区殿町3丁目先の多摩川河川敷で確認されたホットスポットについては除去した土壌(以下「**多摩川河川敷除染物**」という。)を浮島地区の保管場所のコンテナに収容し保管
- ・総保管数は、コンテナ18基



写真1 コンテナ保管場所の位置(浮島地区)

# 市内除染物の処分等に向けた取組について

## 2 市内除染物の概要

\*除染当時の最大値

除染物	除染箇所	性状	数量	放射性セシウム濃度*
市施設除染物	学校、公園、道路側溝等	廃棄物 (汚泥等)	コンテナ4基 (土嚢:43袋、 フレコンバック:41袋)	16,500Bq/kg (平成23年8月時点)
多摩川河川敷 除染物	多摩川河川敷	土壌	コンテナ14基 (フレコンバック:190袋)	26,660Bq/kg (平成24年6月時点)

## 3 市内除染物の保管状況



写真2 コンテナ



写真3 市施設除染物



写真4 多摩川河川敷除染物

## 4 関係法令

放射性物質汚染対処特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・廃棄物を安全に処理するための基準を8,000Bq/kg以下の放射性セシウム濃度としている。  
→安全に焼却・埋立処分することができる。

## 5 市施設除染物の放射性セシウム濃度の調査及び処分

令和3年度に放射性セシウム濃度について調査を実施し、結果は以下のとおり。

放射性セシウム濃度	土嚢(袋)	フレコンバック(袋)
～1,000Bq/kg未満	38	21
1,000Bq/kg～2,000Bq/kg未満	5	6
2,000Bq/kg～3,000Bq/kg未満	0	10
3,000Bq/kg～4,000Bq/kg未満	0	4

※最大値は3,400 Bq/kg  
※フレコンバック1袋当たりの平均:約1,400Bq/kg



全て8,000 Bq/kgを下回っていること、市施設除染物は廃棄物であることから、関係法令に基づき**管理型最終処分場での埋立処分**に向け、手続きを開始する。

## 6 多摩川河川敷除染物の対応

除染当時で最大26,660Bq/kgであり、現状においても放射性セシウム濃度が高いことが想定されること、また、多摩川河川敷除染物の性状は土壌で、その処分基準は放射性物質汚染対処特措法において未策定であることから、処分が困難であり、**今後も継続して保管**する。